

危急事態法下のフランス：テロ対策の新展開

浦 中 千佳央

はじめに

2015年以降、フランスではイスラム過激派によるテロが続発、多数の死傷者を出した。しかも実行犯はフランス育ち、あるいはベルギーから越境した移民系若者で、イスラム過激思想に染まり、テロを実行する、いわゆる「ホーム・グロウンテロ」という現実フランス国民に大きな動揺を与えた。こうした中、フランス政府はIS勢力地域への軍事介入だけでなく、国内でのテロ対策を強化した。軍を動員してのヴィジピラット計画(Plan Vigipirate)の強化、歩哨作戦(opération Sentinelle)の発動、さらに2015年11月以降は「危急事態(非常事態)」(Etat d'urgence)を布告して、テロの封じ込めを期している。しかし、2016年7月14日、ニースにおいてトラックを凶器とする新たなテロを許すこととなり、「政府は何をしている」、「警察は何をしている」と批判され、現政府は苦境に立たされている。テロの未然防止が出来ない事に関して様々な議論が存在するが、議論の中で、フランスの情報機関、警察組織が独特であり、複雑なこと、共和国大統領、首相の役割が特徴的な第5共和国の政治体制の内在的な問題が遠縁なのではないかとの指摘もある。

そこで本稿はフランスの警察組織の概要をまず説明し、その後、フランスの特徴的なテロ対策として有名な、警察、軍だけでなく、公営企業、民間セクターなどを有機的に協働させるヴィジピラット計画、軍を動員し、兵士が街頭警戒をする歩哨作戦の考察を行い、危急事態法布告下における、警察、軍、行政との関係、特に軍の動員について論じていきたいと考える。

1. 警察機関とテロ対策

1) フランスの主要警察組織

・国家警察

国家警察は内務省に国家警察総局が置かれ、内務大臣の管轄である。主に人口2万に以上の市街地域、つまり都市部と県庁所在地が国家警察の管轄地となる。各県庁所在地には県公共治安局（DDSP）が置かれ、それは県庁所在地の中央警察署にあることが多い。県公共治安局局長は警察官で、この中央警察署署長ということになる。

県公共治安局は県地方長官⁽¹⁾を助け、県内における国家警察業務を総括する。その警察業務は緊急通報システムと緊急出動の確保、公秩序の維持、街頭におけるパトロールを通しての安全の確保、犯罪予防と鎮圧、麻薬対策、不法移民・就労摘発、交通安全であり、当然、大規模スポーツ大会などの雑踏警備計画、そしてテロ対策も行う。県公共治安局が県における、国家警察の司令塔で、日本の都道府県警察本部に該当しよう。

この県公共治安局の下に、人口、犯罪発生数、地理的特性などを考慮して、人口2万人以上の市街地域に警察署が設置され、その内部に各部署が組織され、その地域に即した警察活動が行われる。主な部署としては緊急通報時の出動、街頭パトロールなどを通して公共空間の安全を確保する公共安全課、殺人、窃盗などを捜査する刑事警察課、犯罪多発地帯を自動車警らし、主に組織犯罪・麻薬取引対策、街頭犯罪抑止を果たす「重大犯罪対策自動車警ら隊」（BAC）などが置かれる。

また、公秩序の回復と維持、繁華街、移民街での集団警らを担う、共和国機動隊（CRS）が存在する。同機動隊は県公共治安局、警察署に配置されるのではなく、近隣の数県により構成される機動隊管区単位で、広域運用される。主にデモ警備に出動するが、彼らは地域警察の様に受け持ち地区をもたない。その機動性を利用して、イベント、年末年始等で人手が街

(1) プレフェ（prefet）は県知事とも訳されるが、本稿では県地方長官と訳す。

に繰り出す時、街頭などで集団警らをし、犯罪対策、テロ抑止に貢献している。

・ジャンダルムリ

次にもう一つの国の警察組織であるジャンダルムリに関し、その特殊性に着目しなければならない。第1に歴史性である。ジャンダルムリの起源は12世紀にまで遡る事ができる、大変古い組織なのである。当初は裁判権、警察権を有した軍事組織であったが、その後、裁判権が司法に移管されるなどして、大まかに現在の形となったのは1791年以降である。第2に「警察」というカテゴリーに入れられるが、実は軍事組織という点である。法律に「ジャンダルムリはフランス軍隊を構成する」（防衛法典L3211-1、国内治安法典L421-1）と明記されている。このためジャンダルムリ隊員は、国家警察の警察官が文民であるのに対して軍人という地位を有し、軍事訓練を受ける。第3にその任務が警察と軍の領域にまたがるということである。憲兵隊という訳が示す通り、憲兵業務も兼ねているが、現在では市民への行政警察、司法警察業務がその活動のほとんどを占めるようになった。しかし軍事色の強い特殊ジャンダルムリとして、バリの重要施設警護、儀礼栄典を任務とする共和国親衛隊、核弾頭の管理をする核兵器保安ジャンダルムリ、兵器工廠の保護や兵器輸送を警護する兵器警護ジャンダルムリ等を有し、そして従来の本業である憲兵業務を司る、軍事司法警察部門を有する。つまり、ジャンダルムリとは警察と軍のハイブリッド、⁽²⁾「サード・フォース」という性格を有しているのである。

前述のような性格から2009年までは国防省管轄であったが、様々な要因により2002年から順次、内務省への統合が図られ、2009年からは完全に内務省の管轄に入り、ジャンダルムリ総局は内務省に置かれる。しかし、ジャンダルムリ隊員は軍人としての地位を維持し、国防大臣は法定後見人としてジャンダルムリに一定の関与ができることになっている。

(2) 遠藤哲也「サード・フォース——軍事作用と警察作用の狭間——」『警察政策』第7巻（2005）125-150頁。

警察（行政警察権、司法警察権の行使）としてのジャンダルムリは国家警察の管轄地でない、人口2万人以下の市町村、つまり農村部や都市近郊地がその管轄権となる。このため、ジャンダルムリはフランス本土の95%、人口の約50%をカバーし、毎年、平均で犯罪総件数の約30%、交通事故総数の40%⁽³⁾を扱う。

各県にはジャンダルムリが大隊規模で配置され、県庁所在地にその本部が置かれる。さらに各郡には中隊、小郡には小隊が配置される。この小隊は6人から数10人のジャンダルムリ隊員で構成される。小隊はフランス本土約3300か所存在し、網の目状に国土を監視、治安を維持している。小隊は各屯所で活動し、イメージとしては日本の駐在所のような、職住近接の施設で、総合警戒活動を行う。ただ夜間になるとこの小隊屯所は閉鎖され、通報はジャンダルムリ県本部に集約され、そこから、夜間パトロールに出ている小隊やジャンダルムリ介入・警戒小隊（PSIG）⁽⁴⁾に急報され、現場に一番近い小隊が駆けつける制度になっている。また、原子力関連施設が存在する県には原子力関連施設警備・防護に適した訓練、装備を有した、ジャンダルムリ防護特別小隊（PSPG）が配置され、原子力関連施設の警備に当たる。

更にジャンダルムリには機動ジャンダルムリが存在し、国家警察の共和国機動隊と同様にデモ時における公秩序の回復、維持、大規模イベントでの雑踏警備、街頭でのテロ警戒、集団警ら活動を行う。機動ジャンダルムリも各県に配置されているのではなく、複数県から構成される機動ジャンダルムリ管区単位で、広域に運用される。

・市町村警察

市町村警察に関して、市町村警察はフランス革命直後に設けられた制度で、旧体制下の反省から、選挙で選ばれた市町村長の下に、警察を組織して日常の安全を図るということが任務である。1980年代以降の地方分権

(3) François Dieu, *Réponses à la délinquance*, L'Harmattan, 2016, p. 237.

(4) 自動車警らを通して、総合警戒、情報収集、現行犯犯罪、交通警察活動を行う。

化の流れ、増加する犯罪による体感治安不安の悪化の為、市民の要望と政治的判断により、市町村警察を創設する市町村が増加した。この為、市町村警察とその警察官養成の枠組みを作る法律が必要となり、1999年に市町村警察を規制する法的な枠組みを整備した。

市町村警察は地方自治法典 L. 2212-1 において「市町村長は、県における国の代表者の行政的コントロールの下、市町村警察、田園警察、国の行為で市町村長に委ねられていることに関して、その執行をなす任務にある」と定められ、市町村警察を設けることができる。市町村警察官の採用は市町村警察官採用試験に合格し、6か月の研修を受け、研修の最後に県地方長官と共和国検察官の同意を受け、初めて任官できる。こうして、市町村警察官の全国的統一性、職業性を確保するのである。同警察官には司法警察補助員補（APJA）の資格が与えられる。この司法警察補助員補は司法捜査を開始する権限がない。この為、司法捜査が相当と解する事案の場合は、国家警察官、ジャングルムリ隊員で司法警察員（OPJ）、司法警察補助員（APJ）の地位を有する官憲に助力を求めなければならない。また、5人以上の市町村警察官を有する市町村警察は共和国検察官の意見聴取後、市町村長と県における共和国の代表者との間で、市町村警察と国の治安に関する実力組織（国家警察、ジャングルムリ）と介入協力に関する協定を締結しなければならない。（国内治安法典 L512-4）この協定は市町村警察の活動時間や活動内容を明記し（同法典 L512-6）、国の警察機関とどう協働していくかを予め規定するものである。

司法警察補助員補としての活動の制約、国の警察機関との協定により、市町村警察の任務は主に、交通警察（駐車違反取り締まり）、市町村長の行政警察権限に係る事案（夜間のアルコール販売規制等）の履行・順守の確認などに限定される。最近では多くの市町村で防犯カメラの運用がなされているので、その運用（モニターリング、画像の保存と破棄）を担当し

(5) 田園警察とは田園監視員（Garde champêtre）が担当し、森林、環境保護、狩猟採取の監視、自然公園の監視などを任務とする農村地域の警察である。

ている市町村警察もある。では「テロ対策は何もできないのか？」という事ではない。後述するヴィジピラット計画に基づく措置、各市町村のテロ予防対策において、例えば市町村役場建物警備などを実施することが可能である。

・治安におけるキーパーソン

警察組織ではないが、地方における治安のキーパーソン：市町村長、県地方長官（パリならパリ警視総監）、共和国検察官の役割についても説明しなければならない。

市町村長は市町村警察の長であると同時に、固有の権限として行政警察権、司法警察権も有している。市町村条例によるディスコ等の深夜営業規制、アルコール類の夜間販売禁止、カフェテラスなどの公道占有に関することなどの行政警察権限を行使する事が付与されている。また、市町村長は司法警察員としての資格も有し、犯罪捜査という司法警察活動も可能である。これら権限を生かすため、犯罪の予防分野において治安・犯罪予防地域協議会（CLSPD）を主宰し、国の機関、警察組織、学校関係者、民間団体などと連携する体制が整えられている。

県地方長官は「県における共和国の代表者」として、国防、国民教育、司法以外の行政全権を掌握する。県における国の警察組織（国家警察、ジャンダルムリ）への指揮、行政警察権の行使（アルコールの夜間販売禁止、未成年への夜間外出禁止令等）、市町村警察への行政的コントロールを行う。県地方長官は内務省から派遣される官僚である。県地方長官は県における警察実動部隊のトップ、県公共安全局局長（国家警察官）とジャンダルムリ県司令を指揮し、犯罪の予防・鎮圧、テロ対策などの責任に就く。また市民安全（*sécurité civile*）分野の責任者でもあるので、平素の消防・救急体制を維持し、重大災害時、テロ発生時の対処、救急医療体制

(6) あくまで犯罪予防分野であり、司法警察活動（犯罪の鎮圧・捜査）は国の警察組織、共和国検察官が独占的に行う。

(7) 内務省に市民安全・危機管理総局が置かれ、消防・救急、大規模災害時の対処、国民防衛の任を負っている。

の確保も重要な任務の一つである。

共和国検察官は検察局に属し、司法警察捜査を指揮し、公訴に関する裁量を有する。国家警察、ジャンダルムリは司法警察活動分野において共和国検察官の指揮を受けることになる。

2) 警察組織の公安・テロ対策部門、情報機関、特殊部隊

・公安・テロ対策部門

内務省国家警察総局には公共安全中央局が設置され、同中央局に国土情報中央部（SCRT）が存在する。同部は2014年に新設されたばかりで、主に国内の暴力、過激主義集団に対する情報収集を行う。フランスの制度的、経済的、社会的分野の障害と成り得る抗議運動、要求運動、暴力的な政治抗議、共和国の価値を損なう勢力（カルト集団など）の情報の収集に当たり、テロリストと思しき人物に関する情報収集を行う。

司法警察中央局にはテロ対策課（SDAT）が設置されており、独立派テログループ（バスク地方、コルシカ島）の監視、国際テロ、経済担当の係が置かれている。また、地方にも支部を設けており、これらも各地方の司法警察担当部局に所属する。同対策課は地方組織も含めて国内・国際テロの予防と鎮圧、テロ組織の資金源調査を担当する。

国家警察総監直属としてテロ対策調整室（UTLD）が設けられている。その任務は内務大臣へ定期的に、現実に即した治安体制が取れるよう、テロ脅威の評価報告する、国家警察所属のテロ対策関係部署、ジャンダルムリの代表、対外治安総局と定期的に会合を開催する、テロ対策における各部署の調整を担当している。テロ対策関係省庁間会議、国際会議においては国家警察総局を代表する。

パリ警視庁にもその特殊な事情から情報局（DRPP）が設けられ、テロの未然防止（政治的な過激派、イスラム過激派などの監視）、公の秩序維持（暴力的デモ首謀者、フーリガンの監視）、不法移民を手引きする組織の壊滅、実際に役立つ情報の収集を目的としている。特に、暴力的過激主義者、テロリスト、特にイスラム過激派に関するテロ計画の頓挫、若者を

戦闘地域に送り込む組織の解明と摘発に力を入れている。⁽⁸⁾

ジャンダルムリにはジャンダルムリ総局司法警察課にテロ対策係 (BLAT) が設置されている。同対策課はテロ対策と国家の安寧を侵害する行為に対するジャンダルムリ各部課の活動を調整している。

作戦運用予見課 (SDAO) は 2014 年に作戦局に新設された課である。国内治安法典 L.421-1 に「ジャンダルムリは情報活動、公当局の情報収集任務、テロ対策に寄与し、同様に市民の保護に貢献する」と規定されており、情報活動として、国内を網の目状にカバーするジャンダルムリ小隊から寄せられる情報、約 15 万件あるとされる公安データ情報を基に、社会的争議とその主体、原子力発電所関連などの情報が蓄積され、それを分析し、ジャンダルムリ独自の情報判断を行い、現場にいるジャンダルムリの効果的な活動に役立て、テロ予防を進める。⁽⁹⁾

・フランスの情報機関

前述公安・テロ対策担当部署に加えて、諜報活動、情報収集を専門とする機関が存在し、テロ対策に有効な役割を果たしている。有力な情報機関は 6 つ存在し、「フランス情報機関共同体」と呼ばれる集団を構成している。各情報機関はフランスに対する有害行為防止、テロ対策に資する重要情報の収集、場合によりフランス国益に反する勢力、人物への実力行使辞さない。6 つの主要情報機関とは国防省管轄の軍事情報局 (DRM)、対外安全情報局 (DGSE)、防衛安全・情報局 (DRSD)、内務省管轄の国内安全情報局 (DCRI)、経済・公会計省管轄の税関調査・情報国家局 (DNRED) と違法金融資金対策情報室 (TRACFIN) である。

軍事情報局は、1992 年に創設され、軍総参謀本部に置かれている。軍事衛星、情報収集艦、情報偵察機、通信傍受システムなどを利用、いわゆるシギントを専門とし、軍事、テロ情報収集を目的としている。そこから

(8) <http://www.prefecturedepolice.interieur.gouv.fr/Nous-connaitre/Services-et-missions/Missions-de-police/La-direction-du-renseignement>

(9) <http://www.lefigaro.fr/actualite-france/2014/03/27/01016-20140327ARTFIG00347-la-gendarmerie-possede-150000-fiches-d-analyses.php>

得られた情報は政府・軍高官に伝達され、リスクや脅威に対する戦略的監視という観点から、彼らの決定を助け、他国に依存しない、フランス政府と軍の独自活動を確保する。例えば、後述の対外安全情報局とともに「フレンシュロン」とよばれる、アメリカの「エシュロン」を模した、通信傍受システムを運用している。

対外安全情報局は1985年にグリーンピースの抗議船「虹の戦士号」を爆破して一躍有名となった、フランスの対外情報機関である。国防大臣の直轄で、その任務はフランスの安全に関する情報収集、フランス国外におけるフランス国益に対する有害行為、スパイ行為の探知とその防止の任務にある（防衛法典 D3126-2）。新たな形態のリスク・脅威（ホーム・グロウンテロ、サイバーテロ）に対応するため、語学専門家、IT技術者、暗号専門家を外部から積極的に採用する方針を打ち出している。

防衛安全・情報局は国防安全・保護局を2016年10月に改編して創設された。他の関係機関と協力して、軍関係者、軍の資材情報、重要施設の保護に当たる任務に就く。具体的には刑法典、軍事司法典に定められた国防への侵害の予防と探索を行い、特にテロ行為、スパイ行為、転覆行為、サボタージュ、組織犯罪による国防への侵害行為を扱う。（防衛法典 D3126-5）

国内治安総局は2014年に内務大臣直轄として新しく再編された部局である。前身は2008年に国土監視局（DST）、情報総局（RG）を統合してできた国内情報総局（DCRI）である。しかし、統合の成果が出ないまま、2012年3月に発生したメッサ事件を事前に防止できなかったことで、改めて同組織の改革が求められた。このため、国家警察総局内ではなく、内務大臣直属の部局として改編されたのである。国内治安総局は「外患誘致行為の防止、スパイ行為の摘発、フランスの社会体制または国土の統一性、国家の安寧への侵害に関する行為、テロ行為の鎮圧と予防、過激暴力集団への監視、大量破壊兵器関連情報・資材の拡散防止、国際的犯罪組織の活動に対する監視⁽¹⁰⁾」が目的とされる。

(10) 国内治安総局の組織と任務に関する2014年4月30日付デクレ第2条

税関調査・情報国家局は2006年以来、フランス情報機関共同体の一員で、税関分野における不正対策、コントロール、情報収集の政策を実施に移す任務に就いている。特に犯罪組織が行う不法取引：武器、麻薬取引、たばこ、コピー所品の取引を監視し、その当事者を検挙する。

違法金融資金対策情報室は1990年に創設され違法な資金の流れ、資金洗浄、テロ資金の対策である。海外の関係当局から寄せられた情報により、疑わしい海外送金、取引の情報を収集、分析し、取引当事者と資金の流れを解明する。

・通信傍受と個人情報ファイル

テロ対策だけでなく、通常の犯罪も含めて、前述の情報機関や国の捜査機関の活動を支えているのが行政通信傍受と司法通信傍受、個人情報ファイルの活用である。高度情報化社会の中、犯罪者、テロリスト同士の通信を傍受することは、特にテロを未然に防ぐことに有効な手段となっている。

行政通信傍受は行政機関が以下の理由により個人の通信を傍受することである。⁽¹¹⁾理由とは、「国家安全保障」、「フランスの経済、科学の潜在性に不可欠な要素の保護」、「テロ予防、犯罪及び組織犯罪の予防、解散された民間私兵及び戦闘集団の維持または再集結の予防」である。内務大臣、国防大臣、税関所管大臣から通信傍受の許可を首相は求められる。通信傍受の許可は首相の書面による決定書、理由書により合意される。許可は最大4か月間有効で延長可能である。録音は首相の権限の下、遅くとも録音されてから10日から破棄され、破棄確認書が作成される。⁽¹²⁾

司法通信傍受（刑事訴訟法典第100条）は、テロ対策だけでなく、以前から通常の犯罪行為の捜査において、フランスで多用されている。重罪または軽罪に相当する犯罪捜査において、もし、状況が要求する時、予審判事は通信傍受を命じることができる。対象犯罪は概ね2年以上の懲役に相

(11) 現在、行政通信傍受は2015年7月24日付「諜報に関する法律」第28条IIIにより、諜報技術コントロール国家委員会により行われており、その権限は行政通信傍受統制国家委員会に委任されている。

(12) <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2515>

当するとされており、国民の基本的利益に対する侵害（国家反逆罪、スパイ罪等）、テロ行為はこの要件を満たす。最長4か月間の通信傍受が許可され、延長が可能である。

Fiche S（フィッシュェS）と呼ばれる個人情報ファイルが近年クローズアップされている。特にイスラム過激派と看做される人物についての情報が記載され、テロ対策に役立っていると言われる。フィッシュェSは正式には「捜索人物情報ファイル 国の安寧」である。捜索人物情報ファイルには各種要注意人物がカテゴリー別に記載されている。例えば未成年家出人、脱獄者、重大犯罪グループ構成員、司法により出国を禁じられている人物、政治活動家、環境活動家などである。特にこの中で「公共安全、国の安寧（Sûreté de l'État）に関して重大な危害を及ぼすおそれのある人物」というカテゴリーをSとしてファイルに記載する。当該ファイルは主に国内治安総局が管理し、氏名、出生地、生年月日、性別、国籍、写真、人相書き、当ファイル対象者になった理由が記載されている、更に危険度ではなく、官憲が当該人物を職務質問し、身分照会をした際に取りべき対応の参考とし、警戒を促すために、当該人物をS1からS16に段階区分している。数字が大きくなるほど要注意で対応にリスクが伴うということである⁽¹³⁾。前科があるとかではなく、国内治安総局により現実に収集された情報・出来事がファイル記載される。

・特殊部隊

警察組織に設けられたテロ対策部門は主に情報収集、各関係省庁、各部署との調整作業が主要任務にあるのに対して、特殊部隊は実力部隊である。この特殊部隊はテロ対策目的に設けられているように見受けられるが、実は平素から人質事件、重大組織犯罪鎮圧、凶悪受刑者護送時の警護などの任務を負っている。フランスでは重大犯罪組織だけでなく街の犯罪グループ、麻薬売買グループでも高性能軍用武器で武装しており、通常の警察力

(13) http://www.lemonde.fr/les-decodeurs/article/2015/08/31/terrorisme-peut-on-sanc-tionner-les-personnes-faisant-l-objet-d-une-fiche-s_4741574_4355770.html

では対応できない場合があるからである。

国家警察には RAID、BRI が存在している。RAID は 1985 年に創設され、国家警察総監直轄の部隊で、主な任務は人質事件、立て籠もり事件、テロ事件の解決、リスクを伴う人物の逮捕時支援である。このため、同部隊隊員は選抜され、特別な訓練を受け、重装備している。また、一連のテロを受けて、フランス主要都市に RAID の支部が配置され、国家警察特殊部隊の全国展開を容易にする体制を整えている（後述）。

BRI はパリ警視庁に 1964 年に創設された。このパリ警視庁の BRI が有名であるが、フランス各地の主要都市にも BRI が配置されている。任務は犯罪グループによる強盗、逮捕監禁、人質事件に出動する。また、RAID も同様であるが、犯罪グループ構成員宅への家宅捜索時、捜査官に臨場し、その執行を助けることもある。

ジャングルムリ総局には GIGN が配置され、ジャングルムリ総監の直轄下にある。1974 年に創設、1994 年のエールフランス AF8969 便ハイジャック人質事件において突入作戦を成功させたことで有名となった。GIGN は RAID と同様、人質事件、立て籠もり、テロ事件解決が任務である。

こうした華々しい特殊部隊が多く存在するが、2009 年のジャングルムリの内務省統合、相次ぐテロ行為の中で、国家警察系、ジャングルムリ系特殊部隊の指揮系統、管轄地問題、訓練・人員不足が存在し、同時多発型テロへの対処方法に問題が生じた。この問題を解決するために 2016 年 4 月、内務省は特殊部隊運用に関する新しいガイドラインおよび部隊増強を発表した。その内容はテロ、大量殺人事件、人質事件等の危険を伴う重大事件への「介入に関する全国的概略」が策定され、介入の困難度に応じて介入できる部隊を指定し、また同時多発テロ時の指揮系統を明確にした。⁽¹⁴⁾ 以下、同概略の骨子である。

(14) <http://www.interieur.gouv.fr/Actualites/L-actu-du-Ministere/Schema-national-d-intervention-des-forces-de-securite>

介入の危険、困難度に応じて、3つのレベル「初期的介入」、「中間的介入」、「特別な介入」が設定された。介入の危険度・困難度が低い場合（初期的介入）、国家警察、ジャンダルムリの通常パトロールにおいて処理し、中間的介入では、重大犯罪対策自動車警ら隊、ジャンダルムリ介入・警戒小隊⁽¹⁵⁾やこれに類似した特別部隊が対応に当たり、危険・困難度が高い場合は特殊部隊の RAID、GIGN、GIPN（海外県に配置される国家警察介入部隊）、GPI（海外県に配置されるジャンダルムリ介入部隊）、BRI が出動しこれを鎮圧することとした。特に中間的介入ができる能力を有する部隊はフランス全土に750部隊以上あるとされ、これらの部隊は国土に網の目状に配置されており、全国規模での緊急展開が容易になることが期待され、身近な部隊として適宜、初動介入を確保できるからである。これはテロ対処部隊として想定されていなかった、重大犯罪対策自動車警ら隊が2015年11月のテロで、現場に急行し、被害拡大を食い止めた事実から、その機動力、反撃力がテロ対処に有効であることが示されことに着想している。部隊増強に関しては RAID の支部がトゥールーズ、モンペリエ、ナンシーが設置されることとなり、パリ警視庁の BRI は増員されることになった。さらにジャンダルムリでは地域圏介入部隊 (PI2G)⁽¹⁶⁾、別名「GIGN 支部」を設けているが、ナント、リーム、トゥールに配置され、さらにマイヨット島に新たにグループが追加され、フランス本土に6部隊、海外県に7部隊が存在する。

次に各部隊間の協力体制が見直された。国家警察、ジャンダルムリの各特殊部隊が必要時にその人員、機材を融通する「補完性による協力」を定めた。また絶対的緊急手続き制度を採り入れ、国家警察、ジャンダルムリの管轄区分を中断して、事件への即応性を高めることを目標とし、大量殺

(15) BAC-PIGN2016 計画を立ち上げ、重大犯罪対策自動車警ら隊とジャンダルムリ介入・警戒小隊のテロ対処能力を強化するため、同隊員の増員、研修の強化、装備の強化がなされている。

(16) 2004年より配置がなされている部隊で、ジャンダルムリの通常介入部隊 (PIGN) と GIGN の中間的役割を果たす部隊である。1部隊 25-30人で構成され、人質事件における交渉を訓練する仲裁訓練等を受ける。

人、人質に危害が直ちに与えられるような事件、自爆テロなどの極度に重大な状況において体系的に利用される。この手続は初期的介入においても取られ、事件発生現場に一番近い部隊がその管轄地に関係なく、現場に急行、対処することが目的である。

指揮系統の改善では、全国規模で、同時多発的にテロ等の重大状況を有する事件が発生した場合、中央レベルでは介入部隊調整ユニットが、国家警察総監、ジャンダルム総監、パリ警視総監との共同指揮の下、設置され、「介入に関する全国的概略」を実行に移す。中央には特別介入行動調整官が配置され、地方における複数事件の指揮に当たる。地方の各現場には1名の特別介入行動指揮官が任命され、中央の調整官から指示を仰ぎ、自身が指揮している部隊を運用する。中央では情報と作戦を把握、指揮し、事態の推移に応じて、即応できる統一した指揮系統を整えた。

2. 主なテロ対策：軍を動員してのテロ対策

1) ヴィジピラット計画（以下、ヴィジピラット）

・ヴィジピラットの概要

兵士が警察官と合同でテロ抑止・警戒の為、街頭や公共施設内をパトロールするとして有名なヴィジピラットは、実はパトロール活動だけでなく重層的、多領域でのテロ対策を網羅し、複雑な警察組織に加えて、軍、行政機関、医療機関、民間団体、市民等を巻き込み包括的にテロ対策を実施する政府計画である。

70、80年代にフランスやヨーロッパ各国においてユーロテロが発生し、それに対応するためヴィジピラットは誕生した。名前の由来は警戒・監視を意味する vigilance と海賊を意味する pirate（海賊転じて悪党、組織犯罪を意味する）を掛け合わせた造語である。その後、1991年の湾岸戦争時、1995、96年のRER爆破テロ、2001年の米国中枢同時多発テロの際に発動され、それらを通じて複数回改正され、現行のヴィジピラットは2014年に改正されたものである。

ヴィジピラットの目的は2005年通達⁽¹⁷⁾によれば、①あらゆるテロ行為の脅威を見抜き、予防するため、国の当事者総体で警戒文化を發展させ、それを維持すること、②市民、領土、フランスの利益に対するテロの脅威から適切な保護を恒常的に確保すること、③保護・防護を強化する、介入を容易にする、生活に必要な重要活動の継続性を確保し、テロの影響を抑えるため、脅威やテロ行為の際、迅速で、共同歩調のとれた対応を行う、と明記されている。要は、テロ対策に関与する当事者の組織化、事前計画の策定、そして国民への啓発と協力を求め、テロの防止、テロ発生時の介入と発生後の迅速な救急救助、治療の確保を目指すものである。更にヴィジピラットのカバーする範囲は陸海空フランス領土全域、サーバー空間、更に在外フランス人保護という海外にも及ぶ。

2014年に改正された現行ヴィジピラットは2つのレベルから構成されている。以前は0から4までの5段階レベルで構成されていた。しかし、元々、ヴィジピラットは短期の例外的な措置をイメージして各種対策が構成されていたが、2005年のロンドン地下鉄爆破テロ事件以降、テロ脅威が恒常化し、レベル3の状態が長く続いた。さらにテロ行為が複雑化するなどし、現場からは「どのような根拠でレベルが上下するのか」、「何年も同じレベルが続き、警戒態勢を維持するのが負担である」などの不満が存在した。このような理由でヴィジピラットは2段階に単純化され、テロ警戒の長期化と複雑化に備えた体制で運用できるように改正した。

第1レベルは「警戒」である。警戒とはフランス領土内のテロ脅威の持続性が理由で、安全の恒常的な体制が必要となる時である。同レベルが発動されると予め決められている措置が取られる。例えば幾つかの公共建築物前の駐車禁止、交通公共機関内における検問、検空港内における荷物検査などである。また、テロリスクが存在するような国際的スポーツイベント、首脳会議開催時にも状況に適応した警戒態勢が強化される。

(17) 2005年5月24日付テロ行為の脅威に対する警戒、予防と保護・防護の政府計画（ヴィジピラット計画）と協力される介入計画の適用における、軍の兵力投入に関する省庁間通達

次に第2レベルは「テロ警戒」である。同レベルは情報機関がテロリストのテロ計画を探知したとき、1つあるいは複数のテロ行為が国土上で発生した時に発動される。一時的あるいは例外的な措置が国土全体、地理的に制限を受けた区域でなされる。例えば大規模集会の制限、航空運輸における特別な安全措置、航空、海上防衛手段への警戒措置が取られる。

この目的を達成するためにヴィジピラットは12分野において307のテロ対策措置を規定している⁽¹⁸⁾。12分野とは ①警戒と介入 ②多数の人が集合する場所（開放空間）の保護 ③設備/施設/建物の保護 ④危険な施設と危険物質の保護 ⑤サイバーセキュリティの確保 ⑥航空セクターの保護 ⑦海上セクターの保護 ⑧陸上旅客輸送の保護 ⑨健康保健分野の保護 ⑩食品製造関連の保護 ⑪社会的インフラ網の保護 ⑫海外におけるフランス国民とフランスの利益の保護である。

当該各分野においてそれぞれ措置が明記され、準備される。例えば警戒と介入分野では、テロ警戒警告が保護・防護措置にきちんと対応し、テロへの介入手段を直ちに動員するため、すべての当事者・組織に緊急情報として伝達することの確保が盛り込まれている。

ヴィジピラットは何か新しい法令や措置を生み出すものではなく、既存する法令等の規則と定められた措置の「良き実践」を実行する事にある。

誰がヴィジピラットの発動を決定するのかと言えば、第5共和国憲法第21条「首相は政府の行動を統率する。首相は国防の責任を有する」に基づき、首相の管轄となる。ヴィジピラットは複数の関係省庁の権限をカバーするテロ対策なので内政の責任者である首相がその任に就く。続けて、新しい形態のテロ、リスクに適した対応を取るため、発動に関して首相が首相府国防・安全保障事務局に集約された「フランス情報機関共同体からの各種脅威・リスクの評価」、「各省庁からのテロに対しての脆弱性の分析」を基に判断する。この為、2005年通達では同事務局がその事務機能

(18) ヴィジピラットには国民への周知と協力を得るために公表されている対策と公的機関、社会的インフラ企業向けの対策を記した機密文書が存在する。本稿は下記 URL より公表された部分を紹介するものである。http://www.sgdsn.gouv.fr/site_rubrique98.html

を果たすことが明記されている。⁽¹⁹⁾

また、ヴィジピラットは、特別な形態を有するテロ、不法行為に対して様々な「ピラット介入計画」より補完される。この場合、2つの状況に区別される。1つ目は特別な襲撃手段を用いてのテロ攻撃であり、これに対処するのがPlan NRBCである。2012年に個別に存在した生物化学核物質テロ対策（Piratox, Biotox, Piratom）を一本化したものである。要するに核兵器、生物化学兵器、核物質を利用しての汚い爆弾など、非常に感染力、殺傷力、汚染力が強い武器を使用してのテロ攻撃に対処することである。次にサイバー攻撃、サイバーテロに対処するPiragnetである。首相府国防事務局とその所属機関である情報システム安全国家庁が主体となり行う。

2つ目は特殊な場所・空間において展開されるテロ攻撃対策である。まず、Plan Pirataire-Intrusaireである。航空安全、領空に対する明白なあるいは直接的な違法行為に対して取られる対策であり、ハイジャックがこれに相当する。Plan Pirat Merは海上におけるテロ行為、海賊行為に対する介入と人質事件に関するすべての海上における不法行為を対象としている。Plan Metropirateは地下を通る公共交通機関での襲撃時に介入することを定めている。Plan Interception Proliférationは大量破壊兵器拡散防止に関して、大量破壊兵器に関する資材、技術の流失、不法取引を防止するための措置であり、関係官庁の調整と素早い対応を取ることが盛り込まれており、2009年から取り組まれている。既に「拡散に対する安全保障措置」⁽²⁰⁾（PSI）の枠組みで何件かの摘発があった。

・軍の動員

ヴィジピラットを象徴するものとして、軍（兵士）の動員が挙げられる。迷彩服を着て、自動小銃を携行し、観光地、駅、空港等の重要施設などをパトロールする姿はテロ抑止に視覚的な効果だけでなく、市民へ安心感を

(19) 「ヴィジピラット計画と同計画に結び付けられる介入計画は首相によって承認されたテロ対策の政府計画であり、省庁間調整プロセスの方向付け、同計画により策定された措置の発動と拡散を確保するために、首相は首相府国際安全保障事務局を利用する。」（2005年通達 第1条）

(20) http://www.sgdsn.gouv.fr/site_rubrique82.html

与えているとされる。

この軍の動員であるが、実はヴィジピラット特有のものではなく、通常の警察力だけで公秩序が維持できない場合に県地方長官が軍に出動を要請できるという制度を利用している。正式には「文民当局の軍への出動要請」(requisition militaire) という形式をとる。⁽²¹⁾これは軍独自の判断で兵士を出動させることはできず、文民当局許可の下で出動・展開できるといふ、文民統制の原則を制度化したものである。また、軍を動員する際には「非軍事的手段（国内警察力）が重大なリスクに対して 4I (Inexistent : 不存在, Insuffisant : 不十分, Inadapte : 不適合, Indisponible : 不能) な状態」であることが必要である。⁽²²⁾

様々なヴィジピラット措置が軍の動員を前提に組み込まれているので、ヴィジピラットは軍の動員がなければ成り立たない制度となっている。この為、2005年通達は「警戒レベルに応じて、軍は国土上で展開される行動の支援をする」(第3条)、「ヴィジピラット計画と介入計画とともに、全国において、内務大臣の権限下にある、県地方長官の責任に置かれている治安制度内において、軍は兵力投入される。」(第4条)、「軍は警察とジャンダルムリ部隊の増援と補完において全国規模に組み込まれる。」(第4条2項)と明示し、ヴィジピラットに参加している兵士は文民当局の軍への出動要請を受けて出動されること、国内警察力の補完にあたることが確認されている。

2) 歩哨作戦

・歩哨作戦の概要

シャルリ・ヘブド編集部襲撃等の事件後、2015年1月12日にオランダ共和国大統領は歩哨作戦を決定し、即日実施された。このため、軍の動員

(21) 「適法な出動要請なしに、防衛及び市民安全の必要性の為、いかなる軍隊も共和国領土において行動することはできない。」(防衛法典 L. 1321-1)

(22) Elie Tenenbaum, *La sentinelle égarée? L'armée de Terre face au terrorisme*, Focus stratégique n° 68, IFRI, 2016, p. 24.

という手段が検討され、歩哨作戦が開始された。歩哨作戦の目的は兵士を動員して、ヴィジピラットを補い、保護・防護対象施設（学校、駅、宗教・礼拝施設）でのパトロール、静止的警戒、テロを抑止することである。

本作戰も軍の動員がなされ、確かに文民当局による出動要請の手続がなされるが、別の枠組みに基づくものである。それは軍の活動に関する協定という概念に沿う、国土上における軍の保護・防護協定である。

フランスでは国家安全保障を「特に国民の保護、国土の保全、共和国制度の永続性保護という、国家の活動に悪影響を及ぼしうる脅威またはリスクの総体を特定することと、公権力が貢献すべき脅威、リスクへの対応を明確化することを目的としている」（防衛法典 L. 1111-1）と定義し、これを実現するための任務を軍に課している。特に冷戦以後、ワルシャワ条約機構の軍事的脅威が消滅したが、その反面、新しい形態の脅威、リスク（NRBC テロ、都市テロ等）が台頭し、軍の活動に関する協定という概念を打ち出したのである。

2008年、2015年の防衛白書において「国土と市民保護の三戦略」を「抑止、介入、保護」とし、これを実現するために「恒常的任務と持続性を確保する任務をカバーする領域が作戦的状況の基準を構成する」、「軍が対応する状況的兵力投入の領域」⁽²³⁾が定められた。これは「治安と防衛の連続体」（continuum sécurité-défense）を構成する。「治安と防衛の連続体」とは冷戦の終結以後、従来であれば国内治安という範疇に収まっていたリスク、テロ、犯罪行為が国家の不安定化、国際化、IT技術の進展などにより、それらが、国内治安の枠を越えて、国防の範疇に入りこみ、軍の対処が求められる事態が発生しており、治安（国内脅威）と防衛（対外脅威）とは一衣帯水であるという事である。⁽²⁴⁾これらはグローバルセキュリ

(23) フランス国防省、「議会へのレポート 住民保護のため軍が国土上に介入する際の軍利用の条件」(2016) 23頁。http://www.ladocumentationfrancaise.fr/rapports-publics/164000175/

(24) Marie-Dominique Charlier, *La protection du territoire national par l'armée de Terre, Fondements, limites et perspectives*, Focus stratégique n° 18, 2009, pp. 21-24. Groupe de diagnostic stratégique n° 2, *La participation des militaires à la sécurité intérieure*, INHESJ, 2016, p. 9.

ティー（包括的セキュリティ⁽²⁵⁾）という概念と交錯する。

上記概念を実現するため、「軍が対応する状況の兵力投入の領域」は2つの形式：①国際的連携の中で、強制力を伴う海外作戦、重要な介入、②各省庁間の関係内で、国土上に展開する緊急の兵力投入、に区別され、歩哨作戦は2番目の形式に該当し、兵力の緊急展開を図るために、軍は国土の保護・防護に関する協定を設け、これが歩哨作戦の枠組みとなる。

同協定は「もし必要であれば、数日以内に動員する兵士を1万名にまで引き上げることができ、文民当局のために行動する事、優先的に生活に不可欠な重要な施設、国の活動に不可欠な地上の流通・交通の安全確保、国境でのコントロール貢献を支援する、地上戦力展開の能力を内包する」と定められ、2010年5月3日付重大な危機における国土上への軍を展開に関する省庁間通達に軍が動員される手順が示され、以下、「保護・防護に関する協定の枠組みにおける、軍使用体制は軍への出動要請である」、「保護・防護に関する協定に頼る決定は、共和国大統領、または首相の権限に属し、正式に出動要請の代わりとする。管区地方長官は軍管区司令官に軍の出動を要請する」、「国土へ軍兵力投入は、保護・防護に関する活動協定の発動時を含む、治安と防衛分野の普通法の枠組みに位置づけられる」となる。

さらに2010年通達は同活動協定の枠組みで軍への出動が要請されるであろう4シナリオを想定している：S1 重大なテロ攻撃、S2 致死性の高い世界的な伝染病の発生（パンデミック）、S3 広範囲にわたる自然災害、または工業的災害、S4 公秩序の危機。この各シナリオにおいて軍の国土への展開が開始される。つまり、歩哨作戦は「国土への軍の展開」という枠組みで理解される。このため、ヴィジピラット上の国内治安力に定員を単に補完するという事ではなく、「国の包括的な強靱力を確保するために軍

(25) 小島真智子「2013年国防白書とフランス——自立した地域大国化への選択——」
Waseda Global Forum 11, 2015, 87-106頁。

参照 梶田 桂『難民問題 イスラム国の動揺、EUの苦悩、日本の課題』中公新書 2016、
131-134頁。

の段階を国内治安の活動に展開させる能力を全ての領域において、担保する」ことであるとされる⁽²⁶⁾。現在行われている歩哨作戦では約 6000 人がパリ地域圏、地方で約 4000 名の兵士が動員されている。

・歩哨作戦の展開

首相が発動を決定するヴィジピラットと異なり、歩哨作戦は共和国大統領が決定し、軍総参謀長の命令により軍が国土上に展開される。これは第 5 共和国憲法第 15 条が「共和国大統領は軍の最高司令官である」と定めており、軍の行動は共和国大統領固有の権限であるためである。

歩哨作戦の指揮・連絡系統は普段から常設されている、防衛統合軍国土組織（OTIAD）を利用する。同組織は軍総参謀長の下に構成されており、防衛統合軍国土組織は前もって或いは危機の間に、軍と文民の容易な意思疎通を図るための役割を担う。

中央と地方の指揮・連絡系統は治安・防衛管区（ZDS）を利用する。フランス本土と海外県・海外領土には治安・防衛管区を設けられ、同管区は行政区分である地域圏⁽²⁷⁾を 1 つまたは複数にまたがる範囲をカバーしている。現在本土には 7 管区、海外県・海外領土には 5 つ存在し、各管区には治安・防衛管区長官が配置される。同長官は地域圏を構成する複数県の中の筆頭県の県地方長官が務め、パリ管区はパリ警視総監がその任に就く、つまり文民がトップを務める。

中央では、軍総参謀長の下、作戦実行・計画センターが設けられ、各管区に治安・防衛管区将官（OGZDS）を配置し、彼らが文民である同管区長官の軍事助言者となる。また同管区には治安・防衛管区統合参謀部が置かれる。同将官は各管区権限内における文民当局が自由に利用できる軍手段の調整と作戦のコントロールの任に就く。

県レベルでは県における軍の代表者（DMD）が置かれ、前述将官の直隷下に置かれる。同代表者は県地方長官責任にある防衛実行の為、県地方

(26) フランス国防省、同掲書、25 頁。

(27) フランスには現在 18 の地域圏があり、本土には 12 地域圏存在する。

長官の軍事助言者、県において治安・防衛管区将官を代表する。⁽²⁸⁾

要するに共和国大統領が歩哨作戦を決定し、軍総参謀長が命令を出す。県地方長官は県における軍の代表者、公共治安の地域責任者と連絡を取りながら、保護・防護対処場所の調査と国内治安組織と軍間の責任分担を行う。治安・防衛管区長官は同管区将官と連絡を取り合いながら管区内での国内治安組織と軍間の対話を調整する。

3) ヴィジピラットと歩哨作戦の相違点

・兵士の活動、権限

兵士の活動に関し、ヴィジピラットは各分野におけるテロ予防、鎮圧、発生後の対処を定めた計画で、特に兵士を動員して、国家警察官またはジャンダルムリ隊員を同伴しての警戒パトロールを行い、見せるための活動をしている。確かに歩哨作戦も兵士が街頭に出動しているが、多くの場合、静止的警戒、つまり、警戒対象施設前で兵士が立番をして、警戒に当たるという形態で構成されている。この静止的警戒は「兵士のダイナミックな動きがない、静止してはテロリストの標的になる」などの非難が多い。

次に兵士の権限に関して、両テロ対策で動員された兵士はいかなる行政、司法警察権限も付与されない。犯人逮捕は私人と同じく、現行犯による私人逮捕しかできないし、手荷物検査もできない。武器の使用も基本的に正当防衛、緊急避難の範囲でしか使用を許可されていない。この為、2015年11月のテロで現場にいた兵士が自動小銃を使用できなかったことに対する非難、現場サイドからの不満も出された。これらを受けて、武器の使用条件を緩和するため、2016年6月3日付法律で刑法典122-4-1を改正し、「国家警察官、ジャンダルムリ隊員、動員された兵士、税関職員が1人または複数人の殺人、または殺人の未遂を既に行った、犯罪が行われて間もない際、その反復を妨げる独占的な目的内で、武器の使用が絶対的に

(28) Pierre de Foucauld, *L'engagement terrestre des armées sur le territoire national*, mémoire de Master Sécurité et Défense, université Panthéon Assas Paris II année 2014-2015, pp. 28-30.

必要で武器使用に厳格に比例したという条件で武器の使用を許可し、その際には刑事免訴する」という条文を加え、武器の使用条件を緩和し、刑事訴追を免れる制度を導入した。

・第5共和国特有の政治体制から招来する相違

同じく兵士を動員するテロ対策なのであるが、ヴィジピラットは首相権限であり、歩哨作戦は共和国大統領権限と区別されている。これはフランスの政治体制が、いわゆる半大統領制を選択しているから生じる現象である。つまり、ヴィジピラットは政府計画であり、首相の下、関係各省庁を横断して、すでに存在する法令を駆使するという枠組みの中で軍の出動要請があり、歩哨作戦は「国土上への軍の展開」という国防白書でも提起されている軍の作戦の一部なのである。では首相と共和国大統領が衝突するのかという心配が起こる。しかし、憲法上「共和国大統領は首相を任命する」（第5共和国憲法第8条）という規定があり、共和国大統領が首相より優位であることは明白で、さらに首相が国民議会の多数政党から選ばれるのに対し、共和国大統領は国民から直接選挙で選ばれるという政治的正統性、核抑止力たる核のボタンを有していることも究極的に共和国大統領の優越を担保している。

まとめ

2015年以降フランスのテロ対策は下記の2点において、大きな特色があるように見受けられる。

第1に「治安と防衛の連続体」という概念の現実化である。2015年、大量の難民がEU諸国へ流入した。この現象が当概念を象徴する出来事であろう。シリア、アフリカ諸国等の内戦、ISの非道な支配という国際、軍事・防衛問題から生じた難民がEU諸国へ押し寄せ、人道上の観点からこれを受け入れた。しかし、難民申請者の中にはISに忠誠を誓う戦闘員が浸透し、一部申請者が女性に対する性暴行や集団示威行動、あるいは電車内でナタを振り回すなど、EU諸国の市民生活レベルに大きな負担、体

感治安不安を引き起こしている。要はシリアやアフリカ諸国に対して欧米が軍事介入したが、大量の難民発生を生じさせ、その難民流入を防ぐという国境管理（国境警察）問題、難民申請者に紛れたイスラム過激主義者や素行不良申請者の摘発という公安警察に問題の本質が変化し、行き着くところ国内治安問題になった。逆説的に、この国内治安問題の解決は、すなわちシリア、アフリカ諸国の安定という外交や軍事・防衛手段ということになる。この事が防衛・軍事と治安が連続していることの証左なのであり、歩哨作戦の背景にある同概念の正当性が確認できたのだ。

次に例外体制の1つである危急事態法の行方である。同法は2015年11月14日午前零時から効力を発し、数回延長されていた。2016年7月上旬にオランダ共和国大統領はその延長を見送る予定（7月26日で期限）でいたと報じられたが、ニースでの事件を受けて、再度、6か月延長された。同法は県地方長官の警察権限を一時的に拡大するものである。しかし、裁判所の令状によらない行政家宅搜索、要注意人物への居住指定・移動制限、集会・デモの禁止など、基本的人権の制限を含むものである。

この強力な同法を以てしてもニースの事件を防止できなかった事やフィッシュェスに記載されている監視人物、特にISから帰国したジハード戦闘員とどう向き合うのか（どう社会復帰させるのか、又は予防拘禁して隔離するのか）が政治的争点となっており、2017年の大統領選挙を控え、右派、極右政党がより基本的人権を制限しての強力なテロ対策、排他的な移民政策を主張している。これに対して社会党政権を中心とする現左派政権は新たなテロの発生を予防する事が最優先事項なのだが、これ以上の基本的人権を制限してのテロ対策には消極的で、それは支持勢力や国民の一部からも、危急事態法の効果、現行テロ対策に疑問が呈されているからである。つまり「テロ対策のために、どこまで自由を制限するのか」というジレンマに陥っている。自由を制限してテロを封じ込めても、その副作用は必ず現れるという不安である。このバランスの取り方が、今後の課題となるだろう。